

資源物持ち去り対策について

1 基本計画における位置づけ

具体的施策 31 資源物の持ち去り等の対策

広報誌等での啓発やポスターの作成を行うとともに、地域と協力しながら持ち去り防止の啓発に努めます。また、他市の状況を調査して条例改正を検討します。

2 対応状況

(1) 令和 7 年 6 月 20 日 議員協議会開催 資源物の持ち去り防止に係る市廃掃条例の改正について

現状と課題

- ・不定期に市民から情報提供を受けており、持ち去られる資源物は、カンや不燃ごみの金属類や古紙類が多い。
- ・市全域から情報提供があり、令和 5 年度には北部住宅団地の現地調査で現認している。
- ・ごみステーションに排出されたものは民法上の「無主物」であり、持ち去りを禁止するには法的根拠を必要とする。

条例改正の概要

資源物の持ち去り対策

ごみステーションの管理 (第 11 条)	ごみステーションの認定及び適切な利用、管理について明記します。
資源物の収集又は運搬の禁止 (第 18 条)	市及び委託業者以外の者は、ごみステーション等に排出された資源物（缶、古紙類等）を収集・運搬してはならないことを明記します。
公表 (第 19 条)	違反者が市の命令に従わない場合、その旨を公表できることを明記します。

その他

市の責務 (第 3 条)	市の廃棄物の減量、処理等に関する責務を明記します。
清潔の保持 (第 5 条)	市長が計画を定める大掃除に関する規定を見直します。

(2) 令和 7 年 7 月 1 日～30 日 パブリックコメントの実施

16 名 24 件のご意見

3 今後のスケジュール

(1) 改正時期 令和 7 年 12 月議会での上程を予定

(2) 条例改正後 周知活動：広報誌、ホームページ、SNS、ポスターなどでの周知 状況把握：ごみステーション利用者の協力による情報収集